



債務超過会社に対する 貸付金の相続税評価と対策



(東)
井川 淳志

1. はじめに

同族会社に貸付金債権のある経営者に相続が発生した場合、その債権の評価額が問題となることがある。財産評価基本通達(以下「評価通達」「評通」という)は、債権額で評価すること(評通204)を原則としつつ債権者について破産など一定の事実が生じているとき、そのほかその回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときはその部分は元本の価額に算入しない(評通205)としているが、その会社が経営不振の結果、相当の債務超過の状態であっても、倒産等の事実がなく営業を続けている場合には評通205は適用されず債権額で評価すべきであるとされてきた。しかし、経営不振や債務超過の程度を大きくしていけば、どこかで回収が「著しく困難」と判断すべきラインが存在するはずである。司法がそれをどこに置いているのか、以前から関心を抱いていたところ、最近、最低ラインを更新したと思われる納税者敗訴の裁判例に出会ったのでそれを紹介するとともに、いくつかの対策を考察する。

2. 裁判例(被相続人である母Bが一次相続で父Aから相続した貸付金の存否と評価)^{*1}

Aが代表者を務めていた会社(以下「K社」という)へのAの貸付は平成6年頃に5500万円超となっていた。そのほとんどが返済されないまま平成13年にCが代表者となって事業を引き継いだ(その時の残高は6300万円余、平成16年までAは年30万円~60万円程度の返済と月10万円の報酬を受けた。その後報酬の支払いに代えて月10万円の返済となったが、平成19年にはそれも途絶えた。Aは平成20年に死亡(死亡時の貸付金残高は5738万円)。遺産分割によりBがその貸付金を相続し、相続税の申告書が提出された。Bは返済を一切受けず平成23年に死亡。Bの唯一の相続人である原告は、本件貸付金が存在しないとB相続に係る相続税の申告(課税価格1476万円、納付税額0円)をしたところ、更正処分を受けたためその取消しを求めた。

争点は二つ、①B相続開始時点における貸付金の有無、②貸付金が存在するとして場合に評通205の適用があるか、また、評価通達によらないことが相当と認められる特別な事情があるかどうかである。

争点①について、原告は、Cの「Aから事業を引き継ぐ際に返済はAが生きている間だけでいいかと聞いたところAから了承を得た」との供述をもとにAが自らの死亡を停止条件とする債務免除の意思表示をした、たとえAによる免除がなかったとしても、B相続開始前に原告がBの代理人としてCに「決算書から消してくれ」と言って債務免除をした、などと主張したが、裏付け書類がなかったこと、「債務免除する」との明確な表現でなかったこと、そのほか多くの証拠からその主張は退けられた^{*2}。

争点②について、原告は、営業が継続しているような場合であっても、回収可能性に影響を及ぼし得る要因が存在することがうかがわれる場合には、債務者の業務内容、財務内容、収支状況、信用力などを具体的かつ総合的に検討した上で実質的価値を判断すべきとし、相続開始前後において次のような状態にあるK社に対する債権には評通205が適用されると主張した(K社の従業員数はCを含めて2人、相続開始前7年間の平均年売上高は約1900万円、平均経常損失は約83万円、5700万~6000万円の債務超過状態、負債に占める本件債権の割合は約80%、金融機関からの借入金の割合は約6%、金融機関への返済は滞っていない。本件債権は会社の総資産の4.7~5.95倍を推移、役員報酬は年240万円程度)。さらに、本件債権の評価額(871万円)などをもとに通達によらないことが相当と認められるような特別な事情もあると主張した。これに対し裁判所は、過去の判決と同様、市場性のない貸付金債権を評通204、205で評価することは合理的であり「回収が不

可能又は著しく困難であると見込まれるとき」とは、評通205中の例示事由と同程度に債務者が経済的に破綻していることが客観的に明白で、そのため債権の回収が著しく困難であると確実に認められるときをいうものと解すべきであるとし、さらに、法律等に基づかない評価額をもって特別な事情があるとは認められない、などとして原告の主張を退けた。

3. 検討

評通205に対する上記のような司法解釈は、ほぼ確定した感がある。しかし、本件についていえば、その全額の回収は期待できないと見るほうが公平ではない^{*3}。確かに、回収可能と考える金額は人によって異なるであろうが、納税義務が生じることとなる金額(4067万円=基礎控除額-本件債権を除いた更正後の課税価格)を超えるとする者は皆無だと思われる。そうであれば、評通通達によらない特別な事情を認めてもよかつたのではないか。さらに、多額のオーナー借入金のもとでなんとか営業を続けている債務超過会社が世に相当数存在しているであろうことを考えると、新たな通達や法律の制定^{*4}が必要である。

ただし、上記のような司法判断がなされている以上、予防策をとっておく必要がある。返済困難な債務がある会社の顧問税理士であれば、そうした債権のリスクを伝え、関係者全員が納得できる提案をすべきであろう。その際どのような方法が最良か、容易に判断できないことも多い。債権放棄やDES(債務の株式化)がまず検討されるであろうが、前者は、繰越欠損金がなければ担税力のないところに法人税が課されてしまうことになるし、後者では、登記費用や地方税均等割額の増加等を考慮に入れなければならない。別会社が事業を引き継ぎ、もとの会社を清算してしまうなどの方法も考えられるが、時間と費用がかかる。

そこで筆者は、これらの方法に加えて債権譲渡を提案したい。債務超過となっているその会社を精査して債権の合理的な時価を算出し、債権の全部又は一部をその時価で信頼できる第三者に譲渡するのである。このとき、低額譲受として譲受者に贈与税が課税されることはない^{*5}と考える。また、その債務超過会社との間で債権者の死亡を停止条件として効力を生じる何らかの契約を交わしておくのも有効であろう。不幸にして対策前に相続が発生してしまった場合、速やかに会社を清算することも検討すべきである。その場合、実際に回収できた金額と相続開始時点における清算価値のいずれか大きい金額を評価額とすることとなる。ただし、その清算を、会社が自らの判断で将来キャッシュを放棄した行為などに見なされると債権額での評価を強いられる可能性がある。

最後に、債務超過が著しい会社のDESは債務消滅による法人税課税のリスクがあるといわれている^{*6}が、本件を含む一連の税務訴訟の結果を見る限り、評通205に該当しない債権については、関係者が債権額を債権の時価としてDESを行う限り、租税回避が疑われるケースを除いて課税側から債務消滅を認定して課税することはできないと考える。

<注記>

- *1東京地判平30・3・27(TAINS Z888-2192)、東京高判平30・9・27(TAINS Z888-2234)
- *2本件債権の整理をめぐって原告とK社が対立していた点も本件の特徴である。また、K社の欠損金は大部分が期限切れとなっていたと見られる。
- *3K社は、相続開始4年半後にみなし解散の登記がされた。
- *4例えば、相続税申告した金額を債権の取得価額とみなして回収時に超過額に対し所得税を課税できるようにするなど。
- *5*6税務事件 東京地判平28・5・30(判例タイムズ1439号233頁)

間もなく締切！ 次回は半年後です。 おしどり保障 個人年金

- ・ 税理士とその配偶者のみが加入できる
"ご夫婦の生命保障"
- ・ 新規加入は65才まで、
保障は80才まで。

申込締切日
4月3日(金)



モバイルサイトはこちら
締切迫る!

- ・ 税理士と事務所職員が個人単位で加入できる
月々1万円からの年金積立。
- ・ 旧個人年金保険料控除が適用。
- ・ 新規加入は74才まで、
積立は85才まで可能。

申込締切日
3月31日(火)

詳細のお問合せ
お申込みは



TEL 03-5740-0321

http://www.zeirishikyosai.com

F141-0032 東京都中央区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。